

# 居宅介護等サービス 重要事項説明書

【令和7年11月1日現在】

利用者様に対する居宅介護等サービスの提供開始にあたり、  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて  
当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者の概要

事業者名称	高齢者生協ヘルプサービスあまこだ
所在地	名古屋市守山区向台1-1218
法人種別	生活協同組合
代表者名	加藤 司
電話番号	052-771-1274
事業の目的	この生活協同組合は、協同互助の精神に基づき、生活の文化的経済的 改善向上をはかることを目的とします。
運営の方針	「ヘルパーが来るのが楽しみ」と言われるように、人との出会いや会話、 心のケアを大切に介護させていただきます。また、住み慣れた地域で いつまでも自立した生活が送れるよう支援します。 第三者評価機関による調査及び評価については、現在行っておりません。

## 2 事業実施地域 名古屋市

## 3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日
営業時間	9:00～18:00
休業日	12月30日から1月3日 祝日は平日扱い

## 4 事業者の職員体制

職 種	員数	職務内容
管理者	1名（常勤、 サ責と兼務）	従業者とその業務の管理を一元的に 行い、従業者に法令等を遵守させる ために必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	4名（常勤4名、 内1名は管理者と 兼務）	計画の作成、利用申込に関わる調整、 従業者への技術指導、サービス内容の 管理等
居宅介護従業者	23名	居宅介護等サービス業務

## 5 サービス提供責任者等

(1) 氏名 高須 円、森下 由貴子、近藤 麻耶美、村田 達哉

連絡先 (電 話) 052-771-1274

(FAX) 052-771-1275

## 6 サービスの内容及び対象者

提供するサービス	対象者
<b>【居宅介護】</b>	
①身体介護 居宅における食事、入浴、排泄等の介護  ②家事援助 調理、掃除、洗濯、生活必需品の買い物等  ③通院等の介助 通院等の際の付き添い介助	身体障がい者、 知的障がい者、 障がい児、 精神障がい者、 難病等対象者
<b>【重度訪問介護】</b>	
居宅における食事、入浴、排泄等の介護、調理、掃除、生活必需品の買い物等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。	肢体不自由者(身体障がい者)、 行動障がい者を有する者 (知的障がい者・精神障がい者) 難病等対象者
<b>【同行援護】</b>	
視覚障害により移動に著しい困難を有する人が、外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。	身体障がい者、 難病等対象者、 障がい児
<b>【行動援護】</b>	
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある障がい者・児に対し、外出時において移動中の介護及び危険を回避するための援護を行います。	知的障がい者、 精神障がい者、 障がい児、 難病等対象者

※尚、直接本人の援助に該当しない行為、日常生活の援助に該当しない行為は、実費となります。

## 7 利用者負担金

- (1) 利用料は告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額のお支払いを頂きます。(受給者証に記載の上限月額範囲内)
- (2) 交通費については、外出、通院時の付き添い、介助などを行うときのホームヘルパーの交通費、または、通常サービス提供地域以外の地域におけるサービスの交通費は、利用者負担となります。  
その場合、通常の実施地域を越えた地点から片道10Km未満は400円、片道10Kmを超える場合は600円を申し受けます。
- (3) 上記支払い方法は、サービスを提供した翌々月の6日に、ご指定の口座から引き落としになります。6日が土・日・祝日の場合は、翌日・翌々日の引き落とし。通帳の記載は、「コウレイキョウ」となりますのでご確認ください。

## 8 サービスの中止、キャンセル料

- (1) 利用者様が、サービス利用の中止（キャンセル）をする際は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 (電話) 052-771-1274  
 (FAX) 052-771-1275

- (2) 利用者様の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日の中止（キャンセル）については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい（但し、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません）。
- (3) キャンセル料の請求については以下の通りといたします。

時 期	キャンセル料
サービス利用時の前日午後6時まで	いただきません
サービス利用時の前日午後6時以降	1000円

## 9 秘密の保持

居宅サービスを提供する中で知り得た情報は、利用者様及びご家族の了解なく他に漏らすことはありません。（契約書第13条）

## 10 虐待防止

事業所は、利用者及び障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。

### 11 事故等緊急時の対応

利用者様の主治医への連絡を行い、医師の指導に従います。 また、緊急連絡先及び市町村にも連絡いたします。				
利用者様の主治医	医療機関名		フリガナ 医 師 名	
	所在地		電話番号	( )
緊急連絡先	フリガナ 氏 名	続柄( )	連絡が付き やすい 電話番号	自宅 携帯
	フリガナ 住 所			
その他の連絡先	連絡先名		電話番号	

対応責任者 高須 円

### 12 損害賠償保険

当法人ではあいおいニッセイ同和損害保険(株)の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。（契約書第18条）

### 13 ハラスメントについて

利用者様またはそのご家族による当事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、利用者様へのサービスが提供できなくなり、契約の解除となる場合があります。

- (1) 身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。
- (2) セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求など性的な嫌がらせをいいます。

#### 1.4 相談窓口、苦情対応

サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業者相談・苦情窓口	電話番号：052-771-1274 FAX：052-771-1275 担当責任者：高須 円
-------------	---

#### (2) 行政機関その他相談、苦情受付機関

名古屋市健康福祉局 障害福祉部障害者支援課 分室	所在地：名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル10階 電話番号：052-238-0567 FAX：052-238-0578 開庁時間：月曜日から金曜日 8:45～17:15
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話番号：052-212-5515 FAX：052-212-5514

居宅介護等サービスの提供に際し、本書面に基づき、事業者は重要事項の説明を行い、利用者は確認をしました。

令和 年 月 日

事業者 名称 高齢者生協ヘルプサービスあまこだ

説明者

利用者（成年後見人  補助人・ 保佐人・ 後見人）

氏名

署名代筆者（利用者との関係）

氏名

( )

利用者家族の代表（続柄）

氏名

( )